

手取川水系流域委員会 規約

第1条 (名称)

本会は、「手取川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

第2条 (目的)

委員会は、「手取川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下「整備計画」という。）」策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、整備計画の内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 委員会は、整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条 (委員会の組織及び委員等)

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。
- 4 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を統括する。
- 6 委員長に事故のあるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員会の招集は、局長より委任された金沢河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）が行うものとする。
- 8 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 9 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第4条 (情報公開)

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第5条 (事務局)

委員会の事務局は、金沢河川国道事務所に置く。

第6条 (規約の改正)

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第7条 (雑則)

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和4年12月12日より施行する。

手取川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
いけもと 池本 良子	金沢大学 名誉教授	
おぐま 小熊 仁	高崎経済大学地域政策学部 准教授	
たきもと 瀧本 裕士	石川県立大学 教授	
たけだ 竹田 伸一	野鳥の会石川 顧問	
たにくち 谷口 健司	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系 教授	
つじもと 辻本 哲郎	名古屋大学大学院 名誉教授	委員長
とみざわ 富沢 章	石川むしの会 会長	
なかむら 中村 浩二	金沢大学 名誉教授	
はせがわ 長谷川 孝徳	地域文化総合研究所 代表	
はった 八田 伸一	石川県内水面漁場管理委員会 会長	
ふるいけ 古池 博	石川県地域植物研究会 会長	
もとや 本屋 彌壽夫	手取川七ヶ用水土地改良区 理事長	
やまだ 山田 憲昭	手取川水防事務組合 組合長	

手取川水系流域委員会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、手取川水系流域委員会 規約第4条に基づき、手取川水系流域委員会（以下「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

第2条（委員会開催の通知）

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、金沢河川国道事務所ウェブサイト等により一般に周知する。

第3条（委員会の傍聴）

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第5条（資料等の公開）

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は委員会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和4年12月12日より施行する。

手取川水系流域委員会 傍聴規定

第1条（目的）

本規定は、手取川水系流域委員会公開規定第3条に基づき、手取川水系流域委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の30分前からとする。

第3条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という）の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。

なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第4条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 委員会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和4年12月12日より施行する。